

令和4年12月23日

福知山市議会議長 高橋 正樹 様

総務防災委員会委員長 桐村 一彦

委員会審査報告書

本委員会に付託された議案について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第80条の規定により報告します。

記

1 委員会付託議案

- ・議第64号 福知山市個人情報保護法施行条例の制定について
- ・議第65号 福知山市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- ・議第66号 福知山市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第67号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- ・議第68号 福知山市長、副市長、教育長及び上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第69号 福知山市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第70号 福知山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第78号 公立大学法人福知山公立大学が徴収する料金の上限の変更について

2 審査の概要

12月15日に委員会を開催し、市長公室、市民総務部から議案について詳細な説明を受け、議案審査を行いましたので、主な概要について報告します。

初めに、議第64号について、「パブリックコメントの内容」を問う質疑があり、「2件の意見をいただいた。内容としては、料金を徴収してもよいのではないか、期間を延ばしてもよいのではないかという意見であった」との答弁がありました。続いて、「改正個人情報保護法による条例の制定ということであるが、ポイントとして何が変わったのか」を問う質疑があり、「これまで国と地方公共団体と企業は、それぞれに個人情報保護の規定を持ち、取扱いを行っていたが、国会や地方議会などを除き、改正個人情報保護法により一本化されることとなった。一本化後は個人情報保護委員会が全体の包括をして厳格に監督するということが大きな変更点であるが、市の個人情報保護に関する取扱いについては、

任意に定める事とされているいくつかの事項以外は大きく変わることはない」との答弁がありました。

次に、議第66号について、「改正理由にある『本来の目的・趣旨を著しく逸脱する請求』の具体的な事例」を問う質疑があり、「今回追加する条文の第5条の2第1号に係る具体的な事例として、請求書に特定の職員を誹謗中傷するような記載が入っているものなどがある。また、第5条の2第2号に係る具体的な事例として、一度開示しているものについて何度も同じ請求を行われるといったことがある」との答弁がありました。

次に、議第67号について、「新規採用は今後どうなるのか」を問う質疑があり、「国からは職員の年齢構成や退職者数等の見通しを踏まえた中長期的な観点からの定員管理を行い、定年引上げ期間中においても一定の新規採用職員を継続的に確保することが必要であるとの通知を受けている」との答弁がありました。続いて、「給料水準を7割とした根拠」を問う質疑があり、「国家公務員の給料は社会一般の情勢に適用するよう見直す、情勢適用の原則が適用される。また、民間給料の高齢期の雇用の実情を考慮して、再雇用従業員を含む全体の給料水準を参考に、当分の間の措置として7割と設定されたものである」との答弁がありました。

次に、議第69号について、「給与改定のベースアップの率と平均引き上げ額」を問う質疑があり、「若年層に対してベースアップを行うものであるが、主事級であれば1.6%、主査級では0.4%の引き上げとなり、全体平均として0.3%の引き上げとなる。また、全職員の平均引き上げ額については、9,134円となる。続いて、勤勉手当については、全職員の平均引き上げ額は4万5,555円となる」との答弁がありました。

次に、議第70号について、「今回の改正により現行の報酬が下がることはないのか」を問う質疑があり、「現給補償されるよう設計を行っている。また、会計年度任用職員への説明会の中でも現行の報酬を下回らないような報酬水準とするということを説明している」との答弁がありました。続いて、「現給補償を明確化するべきでは」を問う質疑があり、「条例の中で書ききれない部分については、規則改正等で補っていきたいと考えている」との答弁がありました。

次に、議第78号について、「入学料等の減免の検討は」を問う質疑があり、「今回の改正は入学料等の上限額を設定するものであり、減免制度については公立大学を含めて今後の予算措置の中で検討していきたい」との答弁がありました。

なお、議第65号及び議第68号についての質疑はありませんでした。

反対討論

議第67号について、定年の延長により新規採用の人数を圧迫するということ、また、費用の面においても現段階での制度は精査が必要であるため、反対である。

賛成討論

なし

3 審査結果

- ・議第64号 全員賛成で原案可決
- ・議第65号 全員賛成で原案可決
- ・議第66号 全員賛成で原案可決
- ・議第67号 賛成多数で原案可決
- ・議第68号 全員賛成で原案可決
- ・議第69号 全員賛成で原案可決
- ・議第70号 全員賛成で原案可決
- ・議第78号 全員賛成で原案可決